また、証券検査の内容についても、平成19年の金商法の全面施行に伴い新設された同法第51条において、金融商品取引業者等に対し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、業務の方法の変更等を命ずることができるようになったことも踏まえ、個別の法令違反のみならず、内部管理態勢等の業務の運営状況にも着目した検査を実施することとしている。

主な検査の対象は、以下のとおりである。

①	金融商品取引業者等	（金商法第56条の２第１項、第194条の７第２項第１号及び第３項）
②	金融商品取引業者の主要株主	（金商法第56条の２第２項から第４項まで、第194条の７第２項第１号及び第３項）
③	特別金融商品取引業者の子会社等	（金商法第57条の10第１項、第194条の７第３項）
④	指定親会社	（金商法第57条の23、第194条の７第３項）
⑤	指定親会社の主要株主	（金商法第57条の26第２項、第194条の７第３項）
⑥	取引所取引許可業者	（金商法第60条の11、第194条の７第２項第２号及び第３項）
⑦	特例業務届出者	（金商法第63条第８項、第194条の７第３項）
⑧	金融商品仲介業者	（金商法第66条の22、第194条の７第２項第３号及び第３項）
⑨	信用格付業者	（金商法第66条の45第１項、第194条の７第２項第３号の２及び第３項）
⑩	認可金融商品取引業協会	（金商法第75条、第194条の７第２項第４号及び第３項）
⑪	認定金融商品取引業協会	（金商法第79条の４、第194条の７第２項第５号及び第３項）
⑫	投資者保護基金	（金商法第79条の77、第194条の７第３項）
⑬	株式会社金融商品取引所の対象議決権保有届出書の提出者	（金商法第103条の４、第194条の７第３項）
⑭	株式会社金融商品取引所の主要株主	（金商法第106条の６、第194条の７第３項）
⑮	金融商品取引所持株会社の対象議決権保有届出書の提出者	（金商法第106条の16、第194条の７第３項）
⑯	金融商品取引所持株会社の主要株主	（金商法第106条の20、第194条の７第３項）
⑰	金融商品取引所持株会社	（金商法第106条の27、第194条の７第３項）
⑱	金融商品取引所	（金商法第151条、第194条の７第２項第６号及び第３項）
⑲	自主規制法人	（金商法第153条の４において準用する第151条、第194条の７第２項第６号及び第３項）
⑳	外国金融商品取引所	（金商法第155条の９、第194条の７第２項第７号及び第３項）
㉑	金融商品取引清算機関の対象議決権保有届出書の提出者	（金商法第156条の５の４、第194条の７第３項）
㉒	金融商品取引清算機関の主要株主	（金商法第156条の５の８、第194条の７第３項）
㉓	金融商品取引清算機関	（金商法第156条の15、第194条の７第３項）
㉔	外国金融商品取引清算機関	（金商法第156条の20の12、第194条の７第３項）
㉕	証券金融会社	（金商法第156条の34、第194条の７第３項）
㉖	指定紛争解決機関	（金商法第156条の58、第194条の７第３項）
㉗	投資信託委託会社等	（投信法第22条第１項、第225条第３項）
㉘	投資法人の設立企画人等	（投信法第213条第１項、第225条第２項及び第３項）
㉙	投資法人	（投信法第213条第２項、第225条第３項）
㉚	投資法人の資産保管会社等	（投信法第213条第３項、第225条第３項）
㉛	投資法人の執行役員等	（投信法第213条第４項、第225条第３項）
㉜	特定譲渡人	（ＳＰＣ法第209条第２項において準用する第217条第１項、第290条第２項第１号及び第３項）
㉝	特定目的会社	（ＳＰＣ法第217条第１項、第290条第３項）
㉞	特定目的信託の原委託者	（ＳＰＣ法第286条第１項において準用する第209条第２項において準用する第217条第１項、第290条第２項第２号及び第３項）
㉟	振替機関	（社債等振替法第20条第１項、第286条第２項）
㊱	その他、上記①から㉟までに掲げる法律により証券検査の対象とされている者	

㈱　（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

⑵　証券監視委は、犯収法により内閣総理大臣及び金融庁長官から委任された権限に基づく検査についても、以下に掲げる者が検査対象先の場合には、⑴の権限に基づく検査と同時に実施している。この検査は、検査対象先の顧客管理態勢の整備を促進させることで、検査対象先がマネー・ローンダリング等に利用されることを防ぐことを目的としている。

具体的な検査の対象は、以下のとおりである。

①	金融商品取引業者、特例業務届出者	（犯収法第14条第１項、第20条第６項第１号）
②	登録金融機関	（犯収法第14条第１項、第20条第６項第２号）
③	証券金融会社、振替機関、口座管理機関	（犯収法第14条第１項、第20条第７項）

㈱　（　）書きは、検査権限及び証券監視委への委任規定である。

なお、証券監視委は、上記⑴及び⑵の検査権限及び報告・資料の徴取権限の一部を財務局長等に委任している（ただし、必要があれば、証券監視委は、自らその権限を行使することができる）。

⑶　証券監視委は、これらの検査の結果に基づき、金融商品取引等の公正を確保するため、又は投資者の保護その他の公益を確保するため行うべき行政処分等について内閣総理大臣及び金融庁長官に勧告することができる。

証券監視委が行った行政処分等の勧告を踏まえ、検査対象先の監督権限を有する内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長等は、勧告の対象となった検査対象先に対して聴聞等を行った上、相当と認める場合には、登録の取消し、業務停止や業務改善命令の発出などの行政処分等を行う。

また、証券監視委が、金融商品取引業者、登録金融機関及び金融商品仲介業者の外務員について適切な措置を講ずるよう勧告した時は、外務員登録に関する事務が内閣総理大臣から委任されている金融商品取引業協会は、外務員の所属する協会員等に対して聴聞を行った上、相当と認める場合には、外務員登録の取消し又は外務員の職務停止の処分を行う。

3　平成23年度における活動状況

証券検査を取り巻く状況は、①検査対象業者数が大幅に拡大・増加していること、②世界的金融危機の経験を踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループ全体の経営危機を予防する必要性が高まっていること、③ＩＴシステムの金融商品取引への浸透（インターネット取引、アルゴリズム取引等）が進んでいること、等大きく変化している。

このため、平成23年度においては、検査の効率的かつ効果的な実施の観点から、東日本大震災等による影響に配慮しつつ、リスク・ベースでの検査計画の策定、予告検査の実施、監督部局のモニタリングとの連携等に努めた。

このような中、平成23年４月から証券会社の連結規制・監督が導入されたことを踏まえ、大規模かつ複雑な業務をグループ一体として行う証券会社グループについては、金融庁や海外当局等と連携しながら、財務の健全性、内部管理態勢及びリスク管理態勢（以下「内部管理態勢等」という。）の検証の充実に努めるとともに、平成22年４月から信用格付業者に係る登録制等の規制が導入されたことを踏まえ、信用格付業者に対する検査を実施し、業務管理態勢の整備状況等の検証に努めた。